

本件事故当時、福島市に居住していた申立人らが、精神的損害、生活費増加費用及び自主除染費用の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1、申立人X 2（合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目	①放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛 ②放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により増加した、生活費増加費用 ③自主除染費用
期 間	自 平成23年3月11日 至 平成23年11月30日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の期間及び損害項目に対する和解金として合計金107万5650円（内訳は下記のとおり。）の支払義務があることを認める。

記

- （1）前項①及び②につき、申立人X 1に対し、金8万円
- （2）前項①及び②につき、申立人X 2に対し、金8万円
- （3）前項③につき、申立人らに対し、金91万5650円

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年4月20日

（仲介委員長 及川健二、 仲介委員 五島丈裕）